

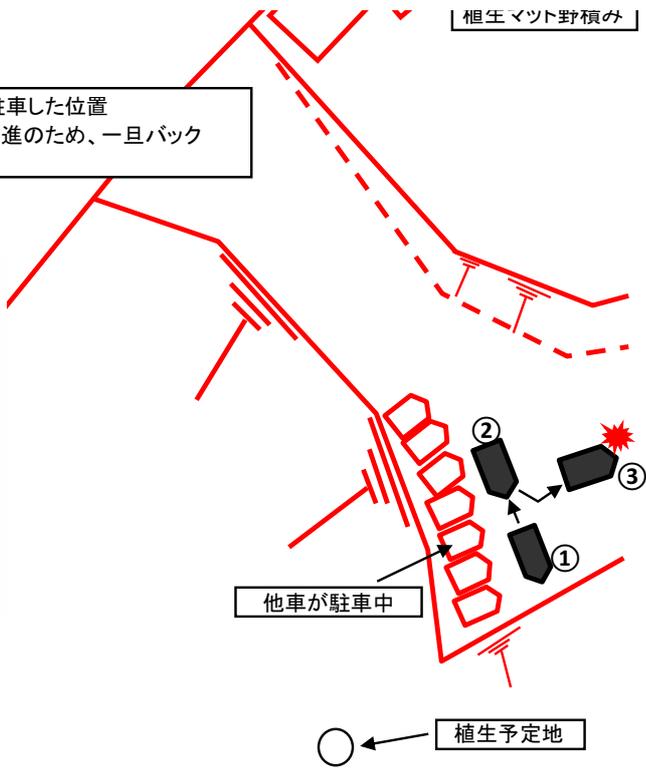
## 工事現場内で移動中のワゴン車に轢かれて死亡！

— 歩車分離と安全確認をより徹底しよう！ —

- ☆ 平成22年1月29日（金）午前8時5分ころ、栗原市の河川工事現場内で、作業箇所へ向かう途中の作業員が同僚の運転するワゴン車に轢かれ、5時間後に死亡する災害が発生しました。
  - 平成22年の県内建設業死亡災害第2号となってしまいました。
  - ☆ 工事は国発注で、施工は地場店社です。被災者Aさんは65歳の男性作業員（元請直備）、ワゴン車の運転者Bさんも同社直備作業員です。また、ワゴン車は会社の車で、6人乗り4ナンバー車です。
  - ☆ 工事は、栗駒山に近い山あいを流れる川の流路工工事です。岩手宮城内陸地震で流路に堆積した土砂を除去するもので、当日の人員は総勢13名、植生マットを施工予定でした。
  - ☆ 現場付近は川の両岸に山が迫っていますが、川の右岸にある数十メートルほどの平坦地を現場事務所や駐車スペースに使っていました。
  - ☆ 当日朝、AさんBさんを含む4名はワゴン車に乗り合わせて現場に到着し、現場事務所付近で全員による朝礼を実施後、作業員らはそれぞれ持ち場へ向かい始めました。Bさんはワゴン車で現場事務所付近に野積みしてある植生マットを施工箇所へ運ぶため、駐車位置から車を発進させました。
  - ☆ Bさん運転のワゴン車は下図のような動きをしましたが、前進走行に移ったとき左前方にいたAさんに気づかず、轢いてしまったものです。なお、Aさんは植生施工箇所へ向かう途中と思われるのですが、前かがみの姿勢で何かをしていた（ズボンのすそを長靴へ押し込むなど）との目撃談もあるようです。
  - ★ 当時の天候は晴れ、地面は圧雪状態です。ところどころに除雪の集積や小さなコブがありました。
  - 本件ワゴン車が貨物自動車（安衛則151条の2、7号）に当たるかどうかは検討を要しますが、ワゴン車であってもバック時の危険回避や不注意による接触事故防止等のためにはトラックに準じて安衛則各条による対策を講ずることが望ましいと言えます。
- 労働者が作業・通行をする場合は、施工業者による「管理」が求められますので、必要な対応策（例えば、歩車分離に努める、合図者や誘導者を置く、危険予知で確認する等）を講ずるようにしましょう。

現場見取図

- ①→ワゴン車が出勤時に駐車した位置
- ②→マット野積み位置へ発進のため、一旦バック
- ③→前進直後、事故



### '10.1.30 河北朝刊

はね震災復興工事現場で死亡した作業員が、栗駒山に近い山あいを流れる川の流路工工事です。岩手宮城内陸地震で流路に堆積した土砂を除去するもので、当日の人員は総勢13名、植生マットを施工予定でした。現場事務所や駐車スペースに使っていました。当日朝、AさんBさんを含む4名はワゴン車に乗り合わせて現場に到着し、現場事務所付近で全員による朝礼を実施後、作業員らはそれぞれ持ち場へ向かい始めました。Bさんはワゴン車で現場事務所付近に野積みしてある植生マットを施工箇所へ運ぶため、駐車位置から車を発進させました。Bさん運転のワゴン車は下図のような動きをしましたが、前進走行に移ったとき左前方にいたAさんに気づかず、轢いてしまったものです。なお、Aさんは植生施工箇所へ向かう途中と思われるのですが、前かがみの姿勢で何かをしていた（ズボンのすそを長靴へ押し込むなど）との目撃談もあるようです。

◎図はイメージです